【請求人本人の確認・記入欄】※以下の項目について、該当するものがあれば☐にレ印を記入してください。

☐ 遺言書情報証明書の交付を受けた。
☐ 遺言書の閲覧をした。
☐ 遺言書保管ファイルの記録の閲覧をした。
☐ 遺言書保管事実証明書の交付を受けた。
☐ 遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）を受け取った。
☐ 遺言者が指定した方への通知を受け取った。

（注）請求書の記載や添付が必要とされている証明書などの書類を一部省略できる場合があります。

備考欄

別記第十二号様式を次のように改める。

別記第１２号様式（第５２条第１項関係）

手数料納付用紙

（地方）法務局　　支局・出張所　御中

（申請人・請求人又は法定代理人の表示）

氏名又は名称

（その他）

納付金額　　円

印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

年　月　日	担　当

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。